

# 米国製造業株式ファンド

## 愛称：USルネサンス

追加型投信／海外／株式

### スペシャルレポート

## 生産性向上が示す、米国経済成長への期待

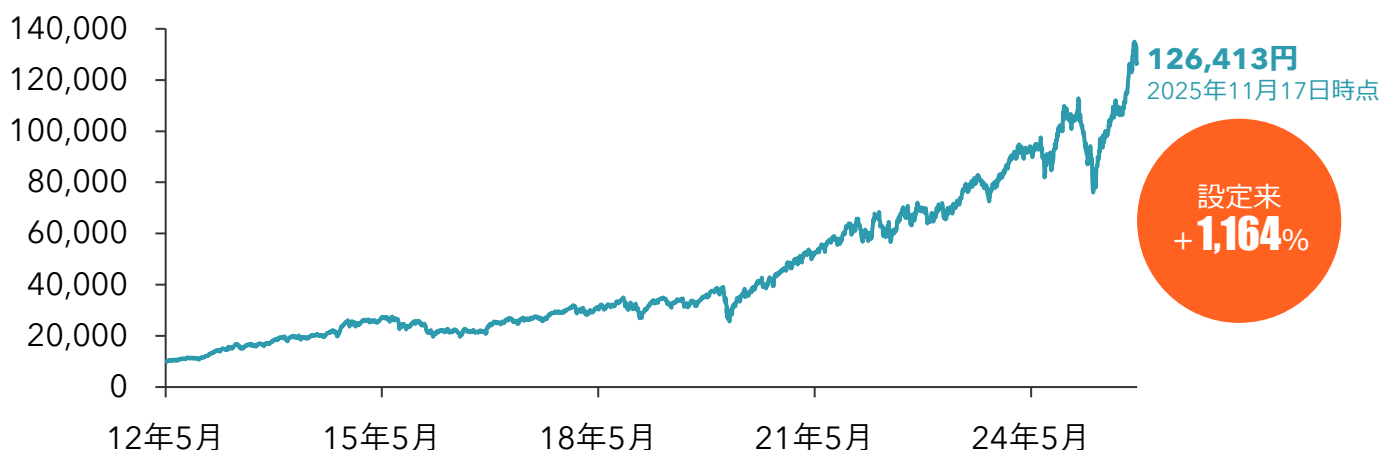
- 長期的な経済成長の重要な要因となる労働生産性（労働時間あたりの生産量）が、米国では長年停滞していましたが、2020年より再び上昇傾向となっています。
- 労働生産性の向上はインフレ圧力を高めずに経済拡大を可能にするため、関税政策によるインフレ懸念が残る中、経済成長の継続が期待されます。
- また、米国政府の経済政策による設備投資の増加やAIの導入拡大が生産性をさらに押し上げることが期待されます。

米国の労働生産性の成長率（1999年12月末～2025年6月末、4半期ごと、過去10年の年率ベース）



## ご参考：当ファンドの設定来の基準価額推移

（2012年5月30日（設定日：2012年5月31日）～2025年11月17日）



出所：ブルームバーグのデータを基にBNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン作成。基準価額は信託報酬控除後のものです。設定日の前営業日（2012年5月30日）を10,000として指数化。基準価額は換金時の費用、税金などは考慮していません。上記は過去の実績であり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。



## 過去約3か月の市況と主な投資行動（2025年8月～2025年11月）

- 米国株式市場は、利下げ期待や好決算を背景に堅調に推移しました。10月は米中貿易摩擦や米地銀信用不安で一時下落したものの、好調な企業決算などを背景に反発し、全体として上昇基調となりました。
- 為替市場は、10月以降、日銀の利上げ観測後退などを背景に、円安米ドル高の方向で推移しています。
- 当期間中、電子製品会社のゼブラ・テクノロジーズ、遺伝子解析ツール開発会社のイルミナなどを売却しました。

## なぜ今、米国製造業に注目？



### 脱グローバル化

貿易摩擦や地政学リスクなどを背景に、企業の米国内への生産回帰が加速



### AIなどのイノベーション

AIの発展などの技術革新を背景としたDXの進展により製造業で自動化が進む



### 米国政府の政策

トランプ米大統領の自国の競争力を促すための大規模な政策が製造業を下支え

## 中長期的な追い風により、米国製造業のさらなる発展へ

- 米国の製造業建設支出は近年急激に増加しており、国内回帰の動きが加速しています。
- 背景には、世界的な脱グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新があり、さらには米国政府の政策が下支えとなっています。
- 世界最大の消費市場とも言われる米国内においてサプライチェーン（供給網）の強化が図られることで、消費拡大へ直結することが想定されます。
- デジタル・トランスフォーメーション（DX）などの自動化を進めることで、効率性の向上と人件費増加を軽減することも期待されます。

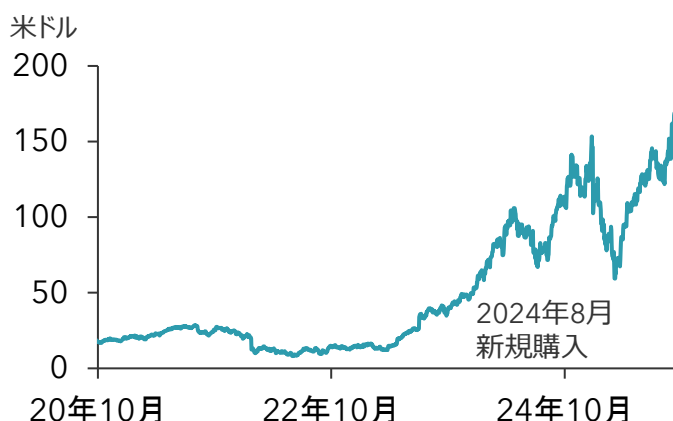
## 個別銘柄のご紹介

### データセンターインフラのグローバルリーダー

#### バーティブ・ホールディングス（資本財・サービス）

- データセンター向けの冷却ソリューションなどを提供。
- 世界の放送、ヘルスケア、通信業界向けなど多様な顧客のニーズに応じた技術やソリューションを提供。
- データセンター市場は、AI需要の拡大により世界的に成長が続く見込み。2026年以降も引き続き大幅な売上高の成長を見込む。

#### 過去5年の株価推移（2020年10月31日～2025年10月31日）



### 航空宇宙・防衛分野のリーダー

#### カルマン・ホールディングス（資本財・サービス）

- 2025年2月13日に新規上場。ロケットモーターやコネクタ、ミサイルや発射装置に搭載される機器などを設計・製造。
- 防衛技術の中で特に注目されている極超音速技術や地対空防衛システムに注力。
- 業界をリードする高い収益性で、米国および世界の防衛予算の成長を上回るペースで事業が拡大するとみています。

#### 株価推移（2025年2月13日～2025年10月31日）



出所：各種情報、ブルームバーグのデータに基づきBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン作成

上記は例示を目的とするものであり、当ファンドへの組入や保有の継続を示唆・保証するものではありません。また、当該個別銘柄等の購入、売却等いかなる投資推奨を目的とするものではありません。上記は過去の実績であり、将来の投資成果等を示唆・保証するものではありません。



## 運用チームの見通し

- 米国株式市場は年末に向け、米連邦準備理事会（FRB）の慎重な利下げ姿勢が投資家心理などが下支えとなり上昇が見込まれますが、インフレ圧力や雇用成長の鈍化、米国の関税拡大によるコスト上昇などには注意が必要です。
- 世界全体の経済成長は、各国間の貿易摩擦などを背景に依然として緩やかです。また、長期にわたる米国政府機関閉鎖は短期的な混乱と投資家の信頼低下を招く恐れがあります。
- 一方、データセンターや半導体、ネットワーク、電力などへの投資は活発で、この波及効果により、公益事業やクラウド、ソフトウェア、部品供給企業にも成長機会が広がり、多くの企業は2026年まで安定した需要を見込んでいます。
- AI関連企業の株価は高水準ですが、生産性向上や経済全体への波及効果が中長期的な成長の支えとなり、企業収益の安定や株式市場の好循環を後押しすると期待されます。



## みんかぶアワード2024受賞 投資信託 ハイリターン部門 10年年率リターン 14.98%

ハイリターン部門：  
リターンが高く、信託財産の成長を重視し、NISAの非課税メリット最大化を目指すファンドを表彰。10年分配率が0のファンドの中から、10年リターン・NISA成長投資枠対応・MINKABU会員お気に入り登録数を総合的に判定して選定

## 米国株ファンドならBNY

米国経済のまんなかで240年超、  
培ってきた知と力を。

米国で始まり、米国に根差したBNYならではの  
株式ファンドを長期的視点のもとに厳選し、  
日本の投資家の皆様のもとへお届けいたします。



みんかぶアワード投資信託とは、国内最大級の金融・資産形成情報メディア「みんかぶ」が年に一度、5500以上あるファンドから商品分類を問わず、注目のファンドを選定・表彰する制度です。当アワードは過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、「みんかぶ」が信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。みんかぶ会員の動向集計期間：2024年1月1日～2024年12月31日。  
ファンドの評価基準日：2024年12月末時点。

「米国株ファンドならBNY」の特設ページこちら ▶





## 投資リスク

### 基準価額の変動要因（主な投資リスク）

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

**当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。**

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

|               |                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク       | 株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。                                                                                                    |
| 株式の発行企業の信用リスク | 当ファンドは、実質的に株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生ずるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。                                                  |
| 為替変動リスク       | 為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりをする要因となります。当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。 |
| 流動性リスク        | 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。                                                                              |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| クーリング・オフ      | 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 流動性リスクにかかる留意点 | 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。                                                                                                                                                                                                          |
| 収益分配金にかかる留意点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。</li> <li>・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。</li> <li>・ 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。</li> </ul> |



## 手続き・手数料等

### お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                      | 販売会社が定める単位<br>収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。<br>※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。                                                                                        |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。                                                                                                                                      |
| 購入代金                      | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                               |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                                           |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                    |
| 換金代金                      | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。                                                                                                                                          |
| 購入・換金<br>申込不可日            | 以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。<br>・ニューヨークの取引所の休場日<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・委託会社が別途定める日                                                                                                     |
| 申込締切時間                    | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。<br>※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                             |
| 換金制限                      | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。                                                                                                                         |
| 購入・換金<br>申込受付中止<br>および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消す場合があります。                                                                       |
| 信託期間                      | 2050年5月17日まで(当初信託設定日:2012年5月31日)<br>※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。                                                                                                |
| 繰上償還                      | 受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。                                                                                                                                           |
| 決算日                       | 毎年5月17日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                 |
| 収益分配                      | 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。<br>※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。                                                                                       |
| 信託金の限度額                   | 2,000億円                                                                                                                                                                              |
| 公告                        | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                        |
| 運用報告書                     | 毎決算後および償還時に交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。)を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に提供します。                                                                                          |
| 課税関係                      | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 |

## 手続き・手数料等

### ファンドの費用

#### ファンドの費用

##### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                 |                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額× <b>上限3.3%(税抜 3.0%)</b><br>(手数料率は販売会社が定めます。)<br>※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。 | 《当該手数料を対価とする役務の内容》<br>販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額× <b>0.3%</b>                                                                  |                                                                      |

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |                                                                 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額× <b>年率1.87%(税抜 1.70%)</b><br>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。<br>運用管理費用の配分は、以下のとおりです。                                                                                                                                                 |             |                                                                 |
|                  | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 料率          | 《当該運用管理費用を対価とする役務の内容》                                           |
|                  | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 年率0.85%(税抜) | 信託財産の運用指図(投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む)、法定開示書類の作成、基準価額の算出等          |
|                  | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 年率0.80%(税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書 <sup>(注)</sup> 等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 |
|                  | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 年率0.05%(税抜) | 信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等                                        |
|                  | (注)投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |                                                                 |
| その他費用・<br>手数料    | 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用(目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等)を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%)は、日々費用として計上され、運用管理費用(信託報酬)支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。<br>◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 |             |                                                                 |

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

## ファンドの特色

- 1 主として米国の製造業に関連した株式を実質的な投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を図ることを目指して積極的な運用を行います。
- 2 マザーファンドの運用にあたっては、BNYグループ傘下の資産運用会社であるニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

## 委託会社、その他関係法人

### ファンドの関係法人

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| 委託会社    | BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図等) |
| 投資顧問会社* | ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー            |
| 受託会社    | 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理業務等)                     |
| 販売会社    | (募集・販売の取扱い等) 販売会社は次のページの表をご参照ください。              |

\* 委託会社との間で締結される運用委託契約に基づき、マザーファンドの運用の指図権限の一部を「ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー」に委託します。



## 販売会社一覧

お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

| 金融商品取引業者名                                                |          | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
|----------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|---------------------|-------------------------|----------------------------|
| アイザワ証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       | ○                   |                         | ○                          |
| あかつき証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                   | ○                       |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)                 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                     |                         |                            |
| いちよし証券株式会社                                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       | ○                   |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                       | ○                          |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券、<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                       |                            |
| 株式会社群馬銀行                                                 | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第46号   | ○       |                     | ○                       |                            |
| 百五証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                     |                         |                            |
| 株式会社百五銀行                                                 | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第10号   | ○       |                     | ○                       |                            |
| 松井証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       |                     | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社                                              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                   | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                   | ○                       | ○                          |
| moomoo証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       | ○                   |                         |                            |
| めぶき証券株式会社                                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1771号 | ○       |                     |                         |                            |
| 楽天証券株式会社                                                 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                       | ○                          |

## ご留意事項

- 当資料は、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成した販売用資料です。
- 当資料は信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性・完全性について保証するものではありません。
- 当資料に掲載されている記載事項は、特に断りのない限り当資料作成時点のものであり、事前の連絡なしに今後変更されることがあります。
- 当資料中のグラフ、数値等は過去のものまたはシミュレーションの結果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
- 当ファンドに生じた損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- 当ファンドのご購入に際しては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

## BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

弊社ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

当ファンドの  
特設ページはこちら ▶

